第1129号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(1998年) 平成10年 8月 7日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤遺産分割前に死亡した母の配偶者軽減

Q：父が死亡し、その遺産分割がまだ済まない時期に母も急死しました。

父の遺産の一部は一度母が相続し、そのあとで私たち子供が相続したことにしようと思うのですが、この場合、母は、配偶者の税額軽減の規定が適用できるのでしょうか。

A：母の取得財産を明確にしておけば、配偶者の税額軽減の規定は適用できます。

【解説】

ご質問のような場合の遺産の分割は、父の遺産を子供が直接取得する場合と、父の死亡直後に死亡した母を経由して子供が父の遺産を取得する場合とが考えられますが、その分割において死亡した配偶者の取得財産を明確にしたときには、その財産は配偶者が取得したものとして、配偶者の税額軽減の適用が受けられることとされています。

したがって、ご質問の場合には、子供2人が父の遺産の分割協議において、死亡した母の取得財産を明確にしておけば、配偶者の税額軽減の規定が適用できます。

なお、この場合は父からの遺産の取得に関する相続税の申告書のほかに、母からの遺産の取得に関する相続税の申告書の提出が必要になります。